

大蔵委員会議録 第十一号

昭和三十七年二月十六日(金曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

- 委員長 小川 平二君
- 理事 黒金 泰美君 理事 細田 義安君
- 理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君
- 理事 有馬 輝武君 理事 平岡 忠次郎君
- 理事 堀 昌雄君
- 伊藤 五郎君 岡田 修一君
- 金子 一平君 正示 啓次郎君
- 田澤 吉郎君 高見 三郎君
- 濱田 幸雄君 藤井 勝志君
- 坊 秀男君 吉田 重延君
- 久保田 鶴松君 佐藤 觀次郎君
- 広瀬 秀吉君 藤原 豊次郎君
- 武藤 山治君 春日 一幸君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 天野 公義君
- 大蔵事務官 (大臣官房日本) 谷川 宏君
- 専売公社監理官

委員外の出席者

- 日本専売公社総裁 阪田 泰二君
- 日本専売公社販売部長 狩谷 亨一君
- 日本専売公社理事 (生産部長) 坂口 精君
- 日本専売公社理事 (塩産部長) 高橋 時男君
- 専門員 拔井 光三君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
しよら脳専売法を廃止する法律案
(内閣提出第六五号)

○小川委員長 これより会議を開きます。しよら脳専売法を廃止する法律案を議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。有馬輝武君。
○有馬(輝)委員 総裁に最初にお伺いしたいと思いますが、台湾を失いました。その後のしよら脳専売につきましても、今度の提案にもありますように、その量は非常に少ないものになつておりました。しかも合成しよら脳やプラスチックの代替品の圧迫といえますが、また輸出価格の問題等で頭打ちになつてきておつたのは去年やおとしのことじやないと思つたのであります。その点について急に——急にと言つては語弊があるかもしれませんが、れども、種々検討を加えられた結果であると思つたが、その間にたとえは原価に相当の検討を加えるべき余地があつたのじやないかと思つたのでありますけれども、そつたものはほとんど据え置きになつて、そして今回のようにこれを廃止するといふ措置に踏み切られた経緯についてお伺いいたしたいと思つたのであります。

○阪田説明員 しよら脳産業界の状況につきましても、台湾も一掃にしようと思つておりました時期に比べますと、非常に産額も減つておるわけでありまして、ただごく最近の状況からい合成品等ができて、しよら脳産業界の需要が減つて参つた面もあるわけでありまして、ある程度減少しました。最近の段階におきましてはむしろ安定した需要といえますが、セルロイド関係あるいは薬品、香料その他の関係で安定した需要がございまして、こゝ一年、二年の状況としては需要は割合に安定しております。ただ生産面におきまして、これはいろいろと事情があると思つたが、原木の関税関係もそうでありまして、これは農村関係でも非常に生産が不振になつてきておる、こゝいう状況でございまして、いろいろとそのような状況にかんがみまして、実は昨年も粗製しよら脳あるいはしよら脳油の価格の一部引き上げをいたしました。取納価格を上げたわけでございますが、その後の状況も、価格を引き上げましたが、あまり生産が伸びませんでした。まして、至つておる、こゝいう状況になつております。全体といたしましては、さういふような状態になつておるわけでございますが、専売公社といたしましては、しよら脳専売制度がございまして、しよら脳産業界の安定、調整をはかる、こゝいうたような使命を帯びてしよら脳専売をやつております。以上は、こゝいうたような情勢に処して、現在の法律のもとでしよら脳専売制度を続けていく、こゝいうつもりでございまして、前回のこの委員会におきまして、これに對しまして御質問がありましたときに、公社としては現行の制度でやつていくつもりで現在お

ります。こゝいうことを申し上げたわけでありまして。ただ、今回大蔵省におかれましては、現在のいろいろな全体のしよら脳専売制度を維持、存続していかうか、制度を廃止して、これを民間の自主的な運営にまかしていった方が、しよら脳産業界の将来のためにもいいのではないか、こゝいう御意見で今この法案を御提出になりました。専売公社といたしましては、この御趣旨には同感と申しますが、賛成でありまして、この法案の通過いたしました晩には、この法案の趣旨による専売制度の廃止、また経過的にいろいろの問題が起つてくるかと思つたが、さういふ過程が円滑に参りますよう努力して参りたい、かように考えております。

○有馬(輝)委員 今の総裁の御説明では、客観的な情勢にすなわち対応するといふ意味での御説明には、ちよつと欠けるのじやないかと思つた。これを廃止することについての状況といふものは、さつきも申し上げましたように、急に始まつたことじやないのであります。急に始まつたことじやないで、ちよつと合点がいかないのであります。大蔵省として急にこれを申されたゆゑんについて、政務次官から何か御見解がありましたら、今の点についてお話しただきたいと思つた。谷川さんから、どちらからでもけっこうです。

○谷川政府委員 お答え申し上げます。しよら脳産業界の状況につきましても、有馬委員御指摘の通りでございます。昭和三十七年度におきましては四千三百トンばかり、三十七年度が四千二百トン、三十七年度が三千七百トン、三十七年度が三千五百トン、三十七年度が三千三百トン、三十七年度が二千六百トン、三十七年度が二千二百トン程度にならうかと思つたが、三十七年度から三十七年度にかけては生産が落ちましたのは、ただいま公社総裁がお話になりましたように、山の労働事情あるいは原木の割高の傾向等がございまして、その背景にありまして、しよら脳は今全国で約五百四の工場で作つておりますが、一工場平均六トンぐらい、非常に近代化されない原始的な生産組織でございまして、今のような経済情勢に即応して経営を切りかえる、合理化する余地が非常に乏しいといふ状況でございまして、こゝういふ客観的な企業者が、今日のような経済情勢に對して将来発展をしていくためには、何と申しましても合理化をしなければならぬわけでございます。が、専売制度のもとにおきましては、買入れ価格が全国一本で、採算の悪い企業のために価格をきめるといふわけにも参りません。公社の収納価格のきめ方は、全国の生産者の生産費を調査しまして、その実績の上に立ちまして、市場の動向あるいは需給の關係等

を考慮してきめるわけでございますが、その全額一本価格によつては引き合れないという業者が出て参つております。そこで生産がどんどん落ちて参つたわけでございますので、この際専売制度のワケをはずしまして、同時に自由企業になる場合において合理化をする必要がございますので、その合理化資金を手当とし、同時に将来より脳生産が、需要がある程度安定してございまして、それに見合った生産が続けられるようにするために、専売制度を廃止して、そして合理的な経営のもとにおいて生産を続ける方がよろしいのではないかと考へて立っております。この問題につきましては、三十五年三月二十五日に、専売制度調査会の答申がなされておりましたが、その答申によりまして、現在の経済事情のもとにおきましては、しよる暇を専売制度のもとに置くという意味が失われております。

た詳しくお伺いする機会を得たいと思つて、幸い総裁がお見えになっておりますので、私は今のしよる暇の問題も含めて、専売制度全般についてお伺いいたしたいと思つております。その一つの問題は専売資金、形を変えた消費税によつてまかなわれておると思つたのでありますが、今年度の一番の重点は、税制面における減税をどの程度にするか。税制調査会の答申によりまして、間接税に重点を置くという方向が打ち出されておりましたが、たばこの問題につきましては、確かに答申の中にも、諸外国との比較等決して高くはないのだ、いろいろ検討した結果、たばこの問題についてはこれは見送るといふような答申になっておりますが、しかし、たばこの場合には、これはやはり文字通りの大衆課税なんですから、そういう意味で、税制調査会の答申がどうあるとも、やはり価格の面を考へる。その専売制度それ自体について、たばこの場合には収益専売なんだ、財政専売なんだということ、頭からきめてかかつて、そしてその専売資金を上げる方向において努力するという形ではなくて、やはり全般的な国民の負担という面から、特に税の自然増収等が相当見込まれる現在におきましては、再検討すべき時期に参つておるのじやないかと思つております。

ていく、こういつたような趣旨があることはもちろんでございますが、基本となつておりますのは、財政収入を上げるという、こういう目的でできておるわけでございます。従つて、専売公社といたしましては、政府が期待しておる財政収入、これをたばこの売り上げで上げていく、こういう使命があるわけでございます。そういう趣旨で専売事業も運営しているわけでございます。ただいま税制改正あるいは減税等の問題に関連いたしまして、現在のたばこの価格を下げるといふ問題についてどう考へておるかという趣旨のお話でございますが、この点につきましては、私どももいたしましては、現在のたばこの価格が諸外国の比較において高いか、あるいは戦前と比較しまして、現在においてほかの諸物と比べてどうかというふうな趣旨の観点からいたしまして、現行の価格が高過ぎるというふうには考へておらないわけでございます。そういう意味におきまして、積極的にせういうような観点から価格を下げべき状況にあるというふうには考へておりません。ただ政府が、間接税、あるいは実質的に間接税と同じような性質を有するたばこの価格、こういつたものにつきましては全体的な観点から検討されまして、たばこにつきましても引き下げをすることが適切である、こういうふうに判定されたときには、専売公社といたしましては、もろろんそういう御方針に協力して、値下げの關係あるいはその後の措置が円滑に参りますよう努力して参りたいと思つておるわけでございます。

○有馬(輝)委員 今、戦前並びに諸外国と比較してというお言葉があつたわけですが、問題はそれの比較の仕方にあると思つて、確かにアメリカカその他と比べても、価格の面では均衡しているようにもあつても、問題は、特に勤労者階級の所得の問題だと思つて、何も所得の多い人たちがけつから煙が出るほど吸うわけではないのでして、やはり一般的に、勤労者にとつてどの程度の負担になるかという点からこの問題は把握していただかなければいけないのじやないか。私も、財政専売であるということから否定する気持でこのような質問を出しておるわけじゃないのでして、やはりそれには一つの、今申し上げました所得に對する負担の割合、これを相対考慮に入れて、たとい政府なりあるいは税制調査会がどう考へしなくても、あるべき価格の方向については専売公社自体が一つの考へ方を持たれる、これは決して悪いことじゃない。むしろ積極的に――販売数量の問題等とも関連して考へておると思いますが、御意向を持って仕かるべきだと思つて、この点については、見解の相違だと言われればそれまでのことに終わりますので、それだけにとめておきますけれども、やはり今後の問題として御検討をしておいていただきたいと思つておるわけでございます。

七年度の伸びの根拠を一つ谷川さんでも、また生産部長――お見えになっておられますか、どなたからでもけつこうですが、根拠についてお聞かせ願ひたいと思つておるわけでございます。

○有馬(輝)委員 谷川さんの御説明でも、事前の手当といふは、今の経済情勢について、あるいは収納価格等の問題にも触れられたのであります。が、やはりそういつた情勢というものは、先ほども申し上げましたように、急に起つた状態ではありませぬので、経過的な措置としても、私は何らかの措置が必要だつたのじやないかと思つて、この問題については、ま

○阪田説明員 たばこ専売の關係につきましては、たばこお話のございましたように、専売事業として、よいたばこをできるだけ豊富に供給し

○谷川政府委員 お答え申し上げます。三十五年度に對しまして三十六年度の伸び、それから三十六年度のたばこの販売数量に對する三十七年度の伸びということでございますが、三十六年度は、予算で定めましたときに比べまして、その後の実際の伸びが非常に多いわけでございます。三十五年の実績に對しまして、三十六年度の、たことしの三月までの三十六年度の実績の売れ行きを押えますと、大体普通の製品で申しますと千三百七十億本程度になるわけでございますが、それが大体八・四％――三十五年度の実績に對しまして、三十六年度の販売見込み数量は八・四％の伸びでございます。一方、この伸びに對しまして、三十六年度の実績の販売見込みに對しまして、三十七年度の予算で見積りも、三十七年度の予算で見積りも、八・四％の伸びでございますが、八・四％の伸びでございますが、昨年度の伸びよりも若干――大体同じ程度でございますが、若干下回つた伸びを予定しておるわけでございます。

○有馬(輝)委員 三十六年度の当初の見込みは千三百三十二億本程度だつたと思つて、実績は、今のあれでは幾らになつておるわけですか。

○谷川政府委員 三十六年度の予算では千二百六十五億本でございまして、が、実際の見込みでは千三百七十六億本でございまして。

○有馬(輝)委員 谷川さんに、つけ加えてお聞きしたいと思っておりますが、問題は、ことしの製造高の見込みを見ますと、ハイライトなり何なりを——ことにハイライトにおいて顕著なようでありませぬけれども、百十五億本と、昨年度に比べまして、べらぼうに伸びを見ておられるようであります。これは私、たばこ専売法の審議の際にもお伺いしたのでありますが、しんせいなりゴールデンバットなりというものは、そのときの——谷川さんだっただけで、需要が減つておる。だからそれに見合つて製造高については考慮してあるというお話であつたかと記憶いたしておりますけれども、問題は誘導政策といふか、専売公社の高級たばこに対する意識的な販売政策といふものが、この見込みの中にも相当反映しておるし、実際の国民の需要といふものと高級たばこに対する嗜好といふものとはずれがあるんじゃないか、それを専売公社の誘導政策によつてカバーしていかうとしておるのではないかと思ふのでありますけれども、特に本年度の製造見込み高——ハイライト等における急激な伸びというのを見ますとそれを強く感じますので、その点についてのお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○谷川政府委員 専売公社におきまして製造計画を立てます場合におきましては、専売公社の地方の機構を通しまして、またそのほか世論調査あるいは消費者の実態調査等を通して、全国の需要予測を行つておるわけでございますが、その需要予測に基づきまして、その年度あるいはその年の四半

期ごとの製造計画を調整しておるわけでありませぬ。ところで三十六年度の予算を立てました場合に、ハイライトが四十億本、そのほかの新製品としてやはりフィルターたばこのものを三十三億本予定しておつたわけでございます。合計七十三億本がハイライトと同じようなものであつたわけでございます。そのほかホープが十三億本という予定でございますが、ハイライトの売れ行きは一月末現在で七十二億本ということでございます。これは昨年度に對しましては相当の伸びでございますが、いすれにいたしましても、需要予測に基づきまして計画を立て、そして製造をし販売をしておるわけでございます。高級品、高価のものをつけかへるといふことを必ずしもとつておるわけではございません。しんせいいたしまして、バットにいたしまして、去年の実績あるいは来年度の需要見込みを考慮して製造計画を立てて、全体として専売益金が予定された金額を確保できるように公社の方で努力しておる、こういうふうになっております。

○有馬(輝)委員 今の問題と関連いたしまして、総裁にお伺ひしたいと思ふのであります。長期五カ年計画を立てておられるようでありませぬが、その基本的な考え方の背景といふか、先ほど総裁がお話しになりました、とにかく財政専売としての実をあげる方向ですべてを律していこうとしておられるのか。それから先ほど私が申し上げました、やはり財政状態の移り変わりによりまして、公益専売的な性格についても考慮していこうとしておられるのか、あわせてこの五カ年計画の概

要と、それからそれに伴うところの専売制度の根本方針といふか、これを將來どのように持つていこうとおられるか、これについてお聞かせをいただきたいと思ふのであります。

○阪田説明員 五カ年計画の關係につきましてお尋ねであります。この五カ年計画を立てますにあたりまして考慮いたしましたことは、先ほど申し上げましたのは財政収入を上げるという目的があります。同時に社会といふか、消費者に對してはいたばこを円滑に供給していくといふようなサビズをする使命もございませぬ。それから、五カ年計画の面におきましては、結果として財政収入がどの程度出てくるかといふことも当然計画に出てくる——当然といふか、ある程度見通しがつくわけでありませぬが、計書の考えといたしましては、現在の国民所得が伸びていく、経済全体が伸びていく、全体の消費水準も上がつて参りますが、そういう先づきの見通しを立てまして、それに應ずるような専売の方の製造、販売、こういった各方面の態勢を作つていくといふような点が主眼になっております。財政収入を確保するためにこれこれのものを作つてこれだけ売らなければならぬ、こういう考え方はございませぬ。今後この国民所得の伸び、経済の伸びに相應するたばこの需要の増加、あるいはさらに需要の内容に入りまして、いろいろと趣味嗜好が変わつてくるという面もございませぬと思ひますが、そういうものもいろいろと予測いたしまして、それに應ずる葉たばこの生産から増加して参らなければならぬが、

葉たばこの生産も計画的にふやして、また工場設備等につきましても、合理的な、能率のいい設備を入れ、かつ増築もしていかなければならぬ、こういうふうなことで、今年度から五カ年間にわたる計画を考えました。基本的な考え方はさうなことになつております。

○有馬(輝)委員 くだいよりでありませぬが、根本になつておられます五カ年計画の背景といふか、それに対しては政府から専売益金の増についてある程度を定め立てて、それに相應するような形での五カ年計画が策定されておるのではなからうか、こう私は憶測するわけですが、そこら辺について、今、総裁のお話のように、国民の嗜好に合致するように、こういう形で、公社自体としての独自のものとしてこの計画が策定されておるのかどうか。この点について、特にワクははめられていないのだというように言明されるかどうか、そこら辺について再度聞かせたいと思ひます。

○阪田説明員 くだい御質問の点であります。これは全く大蔵省といふか、財政面からお指図があつて、それに基づいて作つたというふうなことは全然ございませぬので、専売公社におきまして、最近、これからのたばこの需給——量的にも質的にもいろいろの問題があると思ひますが、そういう問題に對する備えを計画的にやつていかなければならぬ、こういうことを痛感いたしましたので、専売公社として自発的といふか、こういう計画を作りまして、その後内容は、大蔵省の方にも御報告申し上げた、こういうことになつておるのであります。

○有馬(輝)委員 そういたしますと、冒頭で質問いたしました価格の問題についても、専売公社として、先ほどお話をいたしました国民の負担を軽くするといふような意味から、相当自由な考慮の余地があるという工合に受け受つてよろしいのかどうか。たとえば三十五年度では十本当たりの平均単価が二十二円四十四銭、これが三十六年度で二十二円七十銭という工合に見込まれておりましたが、これはさらに逆にどんどん引き上げられていくのではないか。それとも、もちろんその嗜好に應じて、たとえばホープなりハイライトなりピースなりがどんどん出ていくから、勢い単価が上がつていくのだという単純な公式では受け取れない空気があるのですが、そこらの問題については、値下げの問題についても自由な考慮し得る弾力性を持つておる、その五カ年計画の中で国民世論に従つて十二分に検討される余地があるのかどうか。この点についてお聞かせいたしたいと思います。

○阪田説明員 五カ年計画策定にあたりましては、くだいお話ししたような価格の要素、これは製造たばこの小売価格ばかりでございませぬ、葉たばこの価格がどうなるか、あるいは労賃その他の關係はどうか、いろいろの要素がございませぬ。そういう要素を総合しないと、先ほど申し上げたように財政面にとのくらしい貢献できるかというふうな数字もはつきりしたものは出てこないわけでありませぬ。従いまして、五カ年計画は先ほど申し上げました趣旨で、これからの量的な質的な社会の需要に應じていく、そういうこと

うな形で価格面の予測といえますが、関係は、平たく申しますと大抵現在のよりなペースで推移するのだというところで計画はでき上がっておるわけであり、もちろん全体としての数量が伸びる傾向にありまして、それに対する備えをしていこう、こういう計画でございますから、そのような推移で参りますれば、結果として財政収入が一応ふえる、こういったような数字になっておるわけでありまして、ただこれは、あくまでそういったような趣旨の計画でございますから、価格面につきましてどれをどうしなければならぬといったような制約というか予定をして五カ年計画は立ててあるわけではございません。ただこれは、また少し具体的問題になります、今のお話のように財政収入を減らしてもいい、こういうことでたばこの小売価格を下げる、こういうことになりまして、やはり価格が需給面に變動を及ぼす要素になって参ると思つたので、そういったような情勢がございまして、また五カ年計画につきましては、またの見直しになっていか再検討して参る。いずれにいたしましても、計画通り五カ年間この通りやるといふものにはありませんので、そのときの情勢、また最近の状態におけるその後の見直しというものに就しまして、終始改定して参らなければならぬ、こういった性質のものであると思つたが、いずれにいたしましても、価格を引き下げるといふようなことが出て参りますれば、それは新しい要素でありますから、そういった要素に応じて計画を立て直す、こういったことになると思つた。

○有馬(輝)委員 専売制度の中でしような形が価格面の予測といえますが、関係は、平たく申しますと大抵現在のよりなペースで推移するのだというところで計画はでき上がっておるわけであり、もちろん全体としての数量が伸びる傾向にありまして、それに対する備えをしていこう、こういう計画でございますから、そのような推移で参りますれば、結果として財政収入が一応ふえる、こういったような数字になっておるわけでありまして、ただこれは、あくまでそういったような趣旨の計画でございますから、価格面につきましてどれをどうしなければならぬといったような制約というか予定をして五カ年計画は立ててあるわけではございません。ただこれは、また少し具体的問題になります、今のお話のように財政収入を減らしてもいい、こういうことでたばこの小売価格を下げる、こういうことになりまして、やはり価格が需給面に變動を及ぼす要素になって参ると思つたので、そういったような情勢がございまして、また五カ年計画につきましては、またの見直しになっていか再検討して参る。いずれにいたしましても、計画通り五カ年間この通りやるといふものにはありませんので、そのときの情勢、また最近の状態におけるその後の見直しというものに就しまして、終始改定して参らなければならぬ、こういった性質のものであると思つたが、いずれにいたしましても、価格を引き下げるといふようなことが出て参りますれば、それは新しい要素でありますから、そういった要素に応じて計画を立て直す、こういったことになると思つた。

○有馬(輝)委員 もし新しい視野からこういったものを取り上げられて、そういった環境ができませんならばやられる意思があるかどうか、これはちよつと答弁しにくくろうと思つたが、もし砂糖みたいなものについて障害があるとするならばどのような点があるか、そこら辺について、これは谷川さんからも聞きたいと思つた。

○谷川政府委員 日本専売公社におきまして、将来新たな専売物資を取り扱わせることについての御質問でございますが、大蔵省にいたしまして、ただいまのところ何も研究してございせん。ただ昔におきましては、たとえばマッチとかあるいは砂糖とか、専売制度にしたならばどうであらうかというようなことを研究した資料は、だいぶ昔の資料ですが、ございまして、現在の経済体制のもとにおきまして新たな専売を行なうことがいかにどうか、これはもつと深い角度から研究する必要がある問題だと思つたので、私どもは、今このところ研究しておられません。

また、今の御質問のように、将来適当なものがあればこれを専売にするかどうかという点につきましては、今のところ何とも申し上げられませんが、私個人の考えでは、現在専売公社がやっております、たとえばたばこの専売に對しては、民間にしたらどうかという議論がかつてはあつたわけでございます。現在では専売公社のもとにおいて合理的な運営をはかることが一番適當であるということにはなつて

○有馬(輝)委員 先ほどちよつとお尋ねしたいと思つてあれしたのですが、たばこの問題に關連しまして、昨年度は三十五年度に比べまして耕作反別について若干低く見積もつておられたと思つたが、この点についてはこの前も谷川さんにお尋ねしたのですけれども、本年度の増反をどの程度考えておられるか。昨年度の見込みは六万一千三百六十五ヘクタールですが、本年度はどの程度に見込んでおられるのか。

それから葉たばこの収納価格の面について、これはもちろん葉たばこ審議会の検討を待たなければならぬ問題でありますけれども、方向としてどのように考えておられるか、この点についてお聞かせをいただきたいと思つた。

○谷川政府委員 三十七年度の耕作面積は六万三千町歩程度でございます。また価格につきましては、さきに収納価格審議会が三十七年度の価格についての答申があり、公社の総裁が三十七年十二月十三日に公示してございまして、それによりまして、全品種の平均は三百四十六円九十八銭になるというところでございまして、その価格によつて葉たばこを収納するというところであります。

○小川委員長 武藤山治君。

○武藤委員 簡単に総裁並びに担当官にお尋ねいたします。時間の予定がございまして、簡単にお尋ねいたします。

○谷川政府委員 この法律が施行されますと、大蔵省に臨時しよる専売事業審議会が設けられるわけでございますが、三十七年度予算におきまして、委員長の外八名、委員長を含めまして九名の委員が予算上予定されております。その人選につきましてはまだ検討中でございまして、生産者の業界の代表の方、あるいは流通加工業界の代表の方、あるいはしよる脳生産流通の分野における学識経験者などから委員を委嘱したい、かように考えております。

○武藤委員 そういたしますと、今の第一加工業者それから第二加工会社、両方の代表あるいは協同組合の代表、そういった者から選ぶという受け取り方で間違いないと思つた。

○谷川政府委員 その通りでございますが、ただ、今おあげになりました職域の方を平等にと申しますか、等分を選ぶということとございまして、九名の方それぞれ分野を代表される方が網羅されるようにしたいと思つております。

○武藤委員 次に、昭和三十五年三月二十五日にすでに専売制度調査会からしよる脳専売を廃止する方向に示唆がございました。それがあつてから、

せんので、御了承願いたいと思つた。せんので、御了承願いたいと思つた。せんので、御了承願いたいと思つた。

公社としては前々から廃止しようとい
り、この答申に基づいてのたまえを
持つておられたのか、それとも突然昨
年の暮れあたりから廃止に踏み切ら
されたのか、三十五年の答申との関連
で、姿勢において、どういふかまを
しておいたのか、その点参考のために
ちよつとお尋ねしたい。

○谷川政府委員 三十五年三月に答申
が出されて、その後昨年八月ま
での間、この答申をどう具体化するか
ということにつきまして、業界の意
向、あるいは学識経験者の御意見を
さらにお伺いいたしまして、大蔵省
部におきまして研究は続けて参つたわ
けでございますが、その間公社におか
れましては、専売法によって公社が仕
事をしておる建前上、公社としては答
申が出されたにもかかわらず、普通の
状態でしよる脳専売事業の育成発展の
ために努力して参りましたことは御承
知の通りでございますが、そこで大蔵
省といたしましては、昨年の八月に
しよる脳の生産業界の方々から、当時
の公社の取納価格ではなかなかうまく
生産ができないから、取納価格がある
程度引き上げてほしいという要望が出
されたわけでございますが、その問題
をいかに検討いたしましたところ、
実情はある程度の引き上げは必要であ
ると考えました。しかし一方取納価格、
公社の売り渡し価格を引き上げること
はどうかという点につきましては、需
要者側の意向必ずしも一致しておりま
せんし、また海外の市況とにらみ合せ
ながらきめなければいけないという状
況もありましたので、そういう点を考
慮しながら独立採算制をとっておりま
するしよる脳専売事業をどう運営して

いくかということについていろいろ検
討した結果、現在の経済情勢が続く限
り、将来また取納価格の引き上げの要
求もあろうかと認められますので、専
売制度を続けていくよりも、むしろこ
の際貿易為替の自由化という問題も控
えておきますので、しよる脳専売にお
きましては積極的に企業経営の合理
化に乗り出して、そのためには専
売制度を廃止した方が一番適当であ
らうというふうに業界の意向もま
ましたので、大蔵省はそれらの事情を
考慮しながら昨年末法案の作成に取
りかかっていたわけでございます。もち
ろんその間におきましては、業界の方
におきましては、権限組合中央会とい
はる権限組合におきまして、専売制度
のことも含めて、専売制度が維持され
ることについて、専売制度が維持され
ることができないかどうかという点につ
いて、研究した努力もしたわけでござ
います。三十五年の答申が出てから
三十六年の年初におきましては、権限
組合の方におきましては、この合理化
の問題について慎重に研究をし、権限
組合独自の立場で合理化対策を考え、
生産者にも呼びかけたわけでございま
すが、その際公社にいたしましては、
協会の要請がありましたのが三十六
年の当初でございます。そういうよう
な状態で法案の提出をいたしました次第
でございます。

○武藤委員 しよる脳の経過を検討し
てみますると、昭和三十年に八千六
百万円という赤字があり、逐年赤字が
続きましたね、昭和三十三年には
一億三千万円というかなり大きな赤
字が出ておる、それが昭和三十五年か
らしよるやく四百万円という黒字に転化

した、その黒字に転化した一番大きな
原因は何かといへば、やはり何とい
てもこの三十五年の答申に基づいて、
廃止の方向なり転産業の方向というも
のを打ち出したということが業界の整
理をして黒字を生んできた大きな原因
だろうと私は思う。そう考へてみます
と、この法案の表に出ておる交付金の
対象だけでは何か気の毒な気がするわ
けです。従って、三十五年にやめた
ものも当然この転産業交付金の対象に
入れるべきだ、そういうような感じを
私は持つのです。それが公平な行政で
なからうか。特に答申の中身を見る
と、山元製菓業者、山元と断つて規定
をしておるわけでありまして、という
ことは、零細な農業者を助ければならぬ
というような立場からの答申というも
のも含まれておると思ひます。そうい
う意味で、本来では三十四、三十五年
の二カ年にやめたものを含んでやつて
るのでありますが、その辺のお考へはいか
がでございますか。

○谷川政府委員 今回専売制度を廃止
するにあたりまして、法律案の中に交
付金の規定がございますが、これは専
売法を廃止することによって直接損害
を受ける方々に対して、将来のし
よる脳の生産のことを考へまして、政
策的に支拂をしよるとする意味の交付
金でございます。元来専売制度を廃止
した場合におきましては、専売制度の
もとにおいて生産事業を続けてこれら
の方々に法律上当然に何らかの補償を
することの必要はないわけでありま
す。と申しますのは、専売制度のもと
において保護され、いろいろな恩典を

受けて参つたのが、専売法を廃止する
場合におきまして、事業の経営が自由
になるということがあるいは権利を剥奪
するといふようなことではないわけ
でございますので、専売法を廃止したか
らといって、法律上当然に補償措置を
講ずるといふ必要はないわけござい
ます。現在のしよる脳の生産者の実
情から、あるいは日本におけるしよる
脳事業というものが、将来とも年三千
ト程度は必要であらうという見通し
もございまして、それに対する生産対
策という意味からいたしまして、政策
的に交付金を交付する。もちろんしよ
る脳専売法が廃止になりますと、引き
続き生産を継続する方もございまし
ますが、またこの際やめたという方も
ございまして、その場合には、それ
らの方々の持つておる設備は、しよ
る脳生産以外には通常転用できな
いような設備でございますので、そ
ういふ設備の損失を補てんする、ある
いは従業員がやめる場合の退職手当の引
当金という意味において特別な支出が
要る。また生産を継続する方々は、自
由競争に入るわけでございまして、自
今後は相互の間に競争が起こり、コス
トの引き下げをしなければいけない。
合理化をする必要が起る。これはし
よる脳専売法が廃止されたことを直接
原因としてしよる資金の支出が必要
になるわけでございまして、そうい
う意味におきまして、政策的に交付金
を交付しよるといふことございま
す。たとえば専売制度のもとにおいて
従来やめた方々は終職直後からも相当
おられるわけでございまして、三十五
年度末において百二十名の方がやめら

れましたけれども、それ以前の年にお
きまして、たとえば昭和二十九年に
は百四十一名、三十年には八十四名、
三十一年以降におきましても五十名以
上の方々がやめております。これは現
在の専売法のもとにおきましては、一
べんやめましても翌年また割当の申請
を行なうことができるわけございま
して、やめたつどかりいろいろなお
金を出すといたしまして、その翌年
度また割当の申請が法律上当然できる
わけでございます。そしてまたやめ
る。これは廃業したからといって何も
損失を与えたことにならないわけ
でございますので、専売制度のもとにお
きましては、廃業に伴つて何も交付金
を出す必要はない、こういうふうに考
へております。

○武藤委員 私が聞こうとしてゐるの
は、三十五年の調査会からの答申が
あつてからやめた人といふのは、それ
以前の人は少し違ふような気がす
る。交付金という形で出せないとい
う場合に、何らかの配慮が私は必要と思
う。そういう配慮をあなたの方はして
おるかどうか。こまかい点ですが、こ
の点も一つ。

○谷川政府委員 当然に今申された
方々に対して交付金を出すことは、法
理論として筋が通らないと思ひますの
で、法案の上では何も規定しておりま
せんが、三十七年度の予算が成立した
場合におきましては、三十七年度の専
売公社の予算の中からそれらの人々に
対しまして、一定の条件のもとにお
いて何らかの見舞金と申しますか、ある
程度の金を出すことを検討しておりま
す。

たしまして、深い御質問はやめたいと思ひます。

次に、これが廃止になることによつて、現在の公社職員が何名しよる脳関係からはみ出るのか、人数からまずお尋ねしておきます。さらにその廃止による職員の配置転換、身分保障、そつう問題についてはどのように措置されようとしておられるか、これが第二点。第三はその組合員の身分保障あるいは配置転換について、労働組合側と何か了解事項なり話し合いなりといふものはもつと進んだかどうか、そつういふ点、三点を最初にお尋ねしておきたいと思ひます。

○谷川政府委員 三十七年度の公社予算の定員上は、しよる脳関係の職員は九十二名でございます。現実には若干これよりも多い人が従事しておるようでございますが、三十七年度の予算では九十二名、その九十二名の方々は三十七年度中におきましては、しよる脳専充廃止に伴つて経過措置等がございませぬので、従来の仕事あるいは経過措置の問題に従事するわけでございませぬが、将来の問題といたしましては、公社のほかの部門が相当人員をたくさん必要とする状況でございますので、配置転換をすることが適當だと考へます。その場合におきましては、公社の方におかれましては十分その職員の意向を考慮して、適切な措置をとられることであらうと私は考へております。

○武藤委員 そつういたしまして、九十二名は一人も首を切らない、そつう約束をしたものとみなしてよろしうございませぬか。
○阪田説明員 従来しよる脳関係に従事しております専充職員関係につきま

しては、お話のように整理ということ考へておりませぬ。

○武藤委員 現在の段階では、まだ組合とは何も了解事項なり身分についての話し合いはしておりませぬか。
○高橋説明員 労働組合の方からは、しよる脳関係職員の今後の身の振り方はどうかといふような質問がございまして、私の方としましては説明会といふようなものを開きましてお話をしております。正式の団交で回答するといふことにはまだなっておりませぬが、実質的には今總裁から申し上げましたように、他の部門が現に拡大している現状でございますので、一年間残務処理を終えた後においてその方面に全部吸収されませぬので、一人も首切りはないといふふうな意味の説明はしております。労働組合の方でもおそろしく首切りがあると思つておられるとは思ひますが、思つておられませぬ。

○武藤委員 これは要望でございますが、この九十二名の中で、特に山元の仕事をやつておられる人、普通の事務能力とか、特殊技術、そつういふものな人が六、七名いるやに聞いておられるわけでございます。そつういふ人の身分に非常に不安を持っているわけでございます。そつういふ人も適材適所に配置して必ず九十二名に不安のないように御配慮願ひたい。これは要望でございますが、そつういふ措置をしていただきたい、かよう考へます。

それから、性質の違つた質問でございますが、交付金の規定はいつごろでき上がるかといふことです。これを一つお尋ねしておきます。
○谷川政府委員 この法律が三月中に国会で成立いたし、四月一日から施行されるという前提で御説明申し上げます。

すと、四月中にはこれに関連する政令を交付するように努力したいと思ひておられるわけでありませぬか。

○武藤委員 われわれがほしといふ場合は、四月一日にならぬとできませんか。それまでにすでにもう検討済みで今でき上がつておられるのだといふ御回答ですか。お宅の方でいつごろ完成するのですか。
○谷川政府委員 交付金の交付手続あるいは交付の基準等につきまして、三十七年度予算の積算と関連いたしまして、ただいま案は持つておりますが、この問題については、法律による臨時しよる脳事業審議会にも諮りまして、その意見を参酌いたしながら正式に固めたいと思ひておりますので、四月になつてから御説明申し上げたいと思ひます。

○武藤委員 交付金を渡す場合には、私は昨年でございますが、できるだけこの交付金なり転雇補償なりといふものが各人に直接渡るような配慮を十分してほしい。組合とか上部団体に渡されるといふところと問題を起こすようなことが起こり得る場合がある、そつういふ点を十分してほしいといふことを申し上げておいたのであります。そつういふ点はどうかお尋ねしたいと思ひます。

○谷川政府委員 この六条の規定におきまして、直接製造した者に対し交付金を交付することができるといふ規定になつております。また実際も個々の生産者に対しまして直接交付する予定でありますが、なおこの点につきましては臨時しよる脳事業審議会にもはかつてきめたいと思ひております。

○武藤委員 大体公社側の御意向もわかりました。国会の正式な委員会における発言でございますから、おそろくあとではあれはベテンドつたなどといふことは起こり得ないと思ひますが、先ほどの発言の中の交付金のこれからの具体的な配分の基準あるいは見舞金、そつういふような問題についても十分お認めの上で公平な御処置を願ひたい、さような要望をつけてしよる脳の問題については質問を終わりたいと思ひます。

次に、總裁に簡単にお尋ねをしたのであります。これは先ほどの有馬さんの質問に対する関連的な意味のある質問でございますが、先ほど専充益金については、何か財政当局から大ワタがはめられておられるのじやないか、こつういふ質問がされたのに対して、總裁はさきようなことはなし、公社の自主的な判断で五カ年計画も作つておられる、益金の目安といふものも考へておられる、そつういふ意味の御答弁があつたわけでございます。従つてそつういふ点から考へてみますと、専充益金といふのが他の今日の経済趨勢なり減税の方向なりといふものと比較して検討すると、逆のような方向に進んでおられるやうな気がするのです。専充益金の来年度の予算額を見ましても九十八億六千八百万円という増額になつておられるわけでございます。ちろん總裁の答弁では、税制調査会からこつういふ答申が出ておられる。世界各國と比較して高くない。さらに三十一年以來たばこの小売価格が据え置かれておる。従つてたばこの減税といふことは来年度においてははつと一応の限定をして、減税をする必要がないといふ

答申が出ておられるわけでございます。そこで私は来年度においてははつとこの限界が、いろいろ含みのある表現のやうな気がするのです。その次の年になつたら、あるいははつと益金が減つてもいいんだといふ含みにもとれるわけでございます。私どもとしては、今の物品税や酒の税金、間接税といふものを検討した場合に、まだ直接税との比率の上において重過ぎる、しかも間接税の逆進性といふ性質から見ても、もつと間接税、消費税といふものは引き下げなければならぬ、こつういふ立場を私どもは主張しておるわけでございます。減税でおそろく大衆たばこのしんせい、いこい、ゴールデンパット、ききよ、みのり、こつういふやうなもの大幅に減税されるだろう、そつう期待をしておつたわけでございます。しんせい、ききよ、みのり、こつういふものは三十五円、いこい、四十五円、ゴールデンパット二十五円、ききよ、五十円、みのり、四十円、一つこの程度に小売価格を引き下げて大衆に喜んでもらおう、このくらの公社案が出てくると実は期待をしておつたわけでございます。ところがびた一文も小売価格が引き下がりぬといふので、總裁は少し民衆に対して愛情がなさ過ぎるのじやないかといふやうな感じを私たちが持つたわけでありませぬが、もし今申し上げましたやうな価格に引き下げをいたすといふと、どのくらの利益金が減りますか、そつういふ検討などはしたことがございませぬか、この程度まで下げたらこのくらの財源が必要でこつうなる、それを一つございませぬか、御参考までにお示ししたきたいと思ひます。

○谷川政府委員 ただいまのやうに大衆が主として購買するものについて、

一箱について五円程度下げますと、先ほど米議論がございましたように、値下げをいたしました銘柄に、それ以外の銘柄から消費が集中するということもございまして、たとえはしんせいを三十五円といたしますと、いこいからしんせいに移るものが、いろいろな計算がございまして、いろいろ計算してみますと、六十億本ぐらゐ移るといことが考えられますので、今のようなことをやりました場合の財政収入の減は、全体として二百二、三十億減るといふふうに考えております。

○武藤委員 二百億程度の減でございまして、今の経済成長率あるいは政府の主張しております高度経済成長から言ふならば決して多額じゃないのです。専売益金というものは一体幾らが妥当な益金の基準なのか、そういうようなことも非常にむずかしい議論ではございまいし、とにかく一千五百九十億の益金の中から二百億ぐらゐ減らしてやっても国家財政の上においてはさほど多額ではない。それができないというときは何か財政当局から目安というものが、公社はこの程度は一つこしも削ってもらわないと困るといふものがあるのではないですか。そういうものは全くないのですか。全くないとする、たとえは、いこいからしんせいに移るとか、あるいは、いこいからバットに移るとか、しんせいからバットに移るといふこの推移が把握できないために、生産本数に非常な狂いが出てきたりして、生産の方が混乱をするので値下げができないのだ。そういう値下げができない原因というものは一体どちらにあるのか、そこらの点、先ほどの答弁ではしつくり納得できない

のですが、どうでしょう、その程度減らしても心配はないと思うのです。

○谷川政府委員 国家の一般会計の財政収入の上において二百億、三百億が大したことないかどうかという点については、これは見方の相違だろうと思ひます。その年々の財政収支の計画を立てる場合におきまして、ことに三十七年度におきましては、その予算編成の場合において二百億というものは非常に大きな金額だと考えられますが、将来それでは国の財政規模をどの程度に予定し、そのうち専売益金の期待額をどの程度にするかということについては、その年の経済情勢、ほかのもろもろの財政事情と関連しながら考えてみるべきものだと思いますが、一方専売公社の専売納付金をどの程度にするか、従つて個々のたばこの定価をどの程度にきめるかということにつきましては、税制全体の角度からたばこ消費税が高過ぎるかどうかという点について、外国の例等も参照しながら、また国民の消費水準あるいは国民の消費支出の動向等を考えながら、また戦前の価格と現在の価格との関連がほかの一般物価水準から見るとどうであろうかというよりなことから判断すべきものであらうと考へます。

○武藤委員 そのほかの諸条件ですが、物価やあるいは成長率やあるいは間接税と直接税の性格や、そういうものを全部見合せて上で専売納付金の額がある程度きまると言ふならば、それはいいでしょう。そうでなくて初めから、去年はどうだった、おとしはどうだった、ことしの専売益金はどのくらい納付しなければならぬという財政

当局からの発言が強くて、皆さんが自主的にもっと大衆にサービスしようという定価の引き下げというものが先に出てないのじゃないか、そういう感じはするんです。それはたとえは今日他の物品税やほかの消費税と比較して高くないという感じにはならぬですね、どう考へても、これをもう少し下げてやろうということ、あなたたちが財政当局と戦えるわけだ。ことし当初に、たばこの値を下げようという立場で、そういう姿勢で、財政当局と交渉したことがあります。これはどうですか。

○谷川政府委員 専売納付金をどの程度の金額にするかということにつきましては、毎年主計局と予算折衝をする場合におきまして、十分いろいろな角度から検討をしておるわけではございませぬ。ただいまお述べになられました、地方消費税とあわせました専売益金でございまして、三十六年度は今お述べになりました六四・八%でございまして、三十七年度の予算における見込みでは、これが六三・九%と〇・九%下がつておるわけではございませぬ。これは葉たばこの取納価格の引き上げとかあるいは労務費の上昇とか、いろいろな要素があります。葉たばこの品質が年々非常によくなつて参りますので、全体を通じましてたばこの品質がよくなつておるといふことで、実質的には、わずかではございませぬ、この程度の減税になつておるわけではございまして、こういう個々の葉たばこの取納代金全体が幾ら、人件費が幾らと

いうことを個々に積み上げて、そして専売益金がどのくらい出るということ算定しているわけではございませぬ。

○武藤委員 この問題は、時間がありませぬから、あとでわが党といたしましても、たばこ小売価格引き下げ法案などの用意をしようということでありませぬから、本質的な議論は後日に持ち越したいと存じます。

たばこ販売手数料というものは現在八分になつておりますが、これを上げるよりな検討というものは現在なされておるのかどうか、この点を一つ。それと金額はことしは大體どのくらいの手数料を見込まれておるか。

○谷川政府委員 三十七年度予算におきましては、月の売上高が十二万円以下の小売業者に対しては、定価に對して九%にする。同時に、月の売り上げ百万円以上のものにつきましては六%にするということで、予算の積算がなされております。

○武藤委員 総額でお幾つか。

○谷川政府委員 総額におきましては三百二十一億六千万円でございます。ただいまの十二万円以下の小売店が、一般の八%が九%になるわけではございませぬが、その一%の差額が十四億八千万円になつておるわけでありませぬ。

○武藤委員 たばこ小売業者から、再三にわたつて大へん陳情、請願がございませぬが、公社としてはこれを業者の要望するよりな一割のマージンにするよりな考へは全くないのですか。それとも来年度はやらぬがその次あたりはそろそろ考へようという見当ですか、どの程度まで検討されておりますか。

○谷川政府委員 三十七年度予算におきましては、月の売上高が十二万円以下の小売業者に対しては、定価に對して九%にする。同時に、月の売り上げ百万円以上のものにつきましては六%にするということで、予算の積算がなされております。

○武藤委員 総額でお幾つか。

○谷川政府委員 総額におきましては三百二十一億六千万円でございます。ただいまの十二万円以下の小売店が、一般の八%が九%になるわけではございませぬが、その一%の差額が十四億八千万円になつておるわけでありませぬ。

○武藤委員 たばこ小売業者から、再三にわたつて大へん陳情、請願がございませぬが、公社としてはこれを業者の要望するよりな一割のマージンにするよりな考へは全くないのですか。それとも来年度はやらぬがその次あたりはそろそろ考へようという見当ですか、どの程度まで検討されておりますか。

○谷川政府委員 三十七年度予算におきましては、月の売上高が十二万円以下の小売業者に対しては、定価に對して九%にする。同時に、月の売り上げ百万円以上のものにつきましては六%にするということで、予算の積算がなされております。

○武藤委員 総額でお幾つか。

○料谷説明員 ただいまの御質問につきまして、公社としましては、かねがね適正な小売店の水準はいかにあるべきかというよりな点につきまして、実態調査をいろいろやつてきたわけではございませぬ。三十七年度につきましては、ただいま監理官からお答へしたような案になつております。それから先の問題につきましては、現在まだ検討いたしておりませぬ。

○武藤委員 時間がございませぬから、これで終わりますが、一つたばこの小売価格の引き下げということについても、十分誠意のある検討をしていただいて、大衆の要望にこたえられるよりな価格体系に引き下げような御努力を今後願ひたい。農民の立場からのたばこ取納価格その他については後日に回して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○小川委員長 参考人出席要求の件についてお諮りいたします。

十一日、高木日本銀行調査局長に参考人として出席を求め、意見を聴取したいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○小川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次会は来たる二十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

大蔵委員會議録第七号中正誤

二 段 行 誤 正

三 五 九 改正 改定

四 五 二 属しなかつた 服しなかつた

六 四 四 地合 場合

大蔵委員會議録第八号中正誤

一 段 行 誤 正

七 四 五 規定により規定による

元 五 元 年金の額の年金の額の改正 改定

昭和三十七年二月十九日印刷

昭和三十七年二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局